

ANIMA (アニマ) てんり

2025年 2月号
発行者
天理市人権問題啓発活動推進本部
本部長 天理市長
事務局 人権センター

インターネットと人権

あらゆる分野で急激に情報化が進展している現代においては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末等、通信機器が急速に普及したことにより、いつでもインターネットに接続できるようになっています。

しかし、私たちの生活を豊かにしてくれるインターネットも、使い方を間違えると事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、人を傷つける「凶器」にもなったりします。

このような機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から軽い気持ちで投稿したメッセージや写真によって、プライバシーの侵害や名誉棄損等の人権侵害が発生し、時には平穏な生活や身体・生命を脅かす事態につながることもあります。自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の



自由や知る権利をより一層享受できるようになった一方で、気づかないうちに自分の人権が侵害されたり、他人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。

また、特定個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使ったことも同士のいじめのほか、未成年者が自撮り被害に遭ったり、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力被害に遭う等、犯罪行為も発生しています。



さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も近年増加傾向にあり、実はとても身近で深刻な社会問題です。

あなたもインターネット上で誹謗中傷につながる書き込みやプライバシーを侵害するような書き込みを見たことがあるのではないのでしょうか。

人権を侵害するような書き込みについては、プロバイダ責任制限法に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求める等の対応が行われています。最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりする等、手段が悪質かつ巧妙化しています。

個人、企業等を問わず、情報の収集や利用にあたっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに適切な情報セキュリティ対策をとることも大切です。

